

**多治見市都市計画法関係手数料納付済確認書**

納付者	住所			開発面積 敷地	m <sup>2</sup>
	氏名				
開発、建築の行為地				納付金額	円
該当条文	区分	金額	区分	金額	
法第29条 自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]	1.0ha以上 3.0ha未満	130,000 (200,000) [390,000]	
	0.1ha以上 0.3ha未満	22,000 (30,000) [130,000]	3.0ha以上 6.0ha未満	170,000 (270,000) [510,000]	
	0.3ha以上 0.6ha未満	43,000 (65,000) [190,000]	6.0ha以上 10.0ha未満	220,000 (340,000) [660,000]	
	0.6ha以上 1.0ha未満	86,000 (120,000) [260,000]	10.0ha以上	300,000 (480,000) [870,000]	
法第35条の2	設計変更	29条の1/10		その他	10,000
	区域編入	編入区域の面積に応じ29条の額			
法第41条第2項					46,000
法第42条第1項					26,000
法第43条第1項	0.1ha未満	6,900	0.6ha以上 1.0ha未満	69,000	
	0.1ha以上 0.3ha未満	18,000	1.0ha以上	97,000	
	0.3ha以上 0.6ha未満	39,000			
法第45条	自己居住用	1,700	非自己用		17,000
	自己業務用	1.0ha未満	1,700	1.0ha以上	2,700
法第47条第5項	開発登録簿の写し(1件)				470
省令第60条	適合証明(1通)				350

※領収済納付書写し貼付欄

※市 受 付	
--------------	--

備考 1 領収書の原本を係員に提示してください。  
2 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。